

一般社団法人埼玉県経営者協会

会長 原 敏成 様

発注者企業において価格交渉を担当する労働者の人事評価上の配慮に係る要請書

本県における雇用労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価上昇に負けない賃上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠となっております。

また、物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき価格転嫁対策に政府一体となって取り組んでおり、また、埼玉県においても産官金労の12者で締結する「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき価格転嫁の実効性確保に向けて全国に先駆けた先進的な取組を積極的に展開する中、昨年11月29日には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（内閣官房・公正取引委員会）が策定されたところです。

一方、価格交渉を担当する発注者企業の調達部門等の労働者については、その目標管理における業績目標としてコストの削減が含まれ、その達成度合いが評価されて給与等の処遇に反映される場合も多いものと考えられます。

このため、発注者企業の調達部門等の労働者は、価格転嫁を受け入れることによって処遇上の不利益を被るなど厳しい立場に追い込まれることも想定され、そのことが、社会的要請である適切な価格転嫁の促進を阻害するおそれがあります。

つきましては、発注者の立場に立つ会員の皆様に、調達部門等の労働者の人事評価に関し、下記の事項について周知徹底するよう要請いたします。

記

価格交渉を担当する発注者企業の調達部門等の労働者が、社会的要請である適切な価格転嫁を受け入れることにより、処遇において不利益を被ることのないよう、人事評価の際に配慮すること。

令和6年3月25日

埼玉労働局長 久知良 俊二

埼玉県産業労働部長 目良 聡